

農業委員の選出方法が変わります

◆ 農業委員選挙から集落推薦・公募に

平成28年は農業委員の改選の年となりますが、法律の改正に伴い農業委員の選出方法が、公職選挙法に基づく選挙から、町長が議会の同意を得て任命する方法に変更となります。

任命にあたって、農業委員の定員14人を「地区からの推薦」11人（別表1）と「町内全域からの推薦及び募集」3人（別表2）に分け推薦及び募集をします。

「地区からの推薦」は、区及び集落組合の代表者から推薦されるもので、「町内全域からの推薦及び募集」は、町内全域から公募するものです。

※平成28年より農業委員会委員選挙および農業委員選挙人名簿の作成は行いません

◆ 認定農業者を過半に、利害関係者以外の登用を

今回の法改正で、農業委員の過半数は、認定農業者であることが必要になりました。

また、農業委員会の仕事に関し、利害関係を有しない者が含まれていなければなりません。

（利害関係を有しない者とは、農地を所有していない方、農業者でない方、農業委員会の業務に関係がない学識経験者等です）

◆ 女性や青年の登用促進を

農業委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮することが求められています。このため、女性や青年の登用に向けた機運を高めることが必要となります。



【地区からの推薦】（別表1）

地区名	区及び集落組合	農業委員の定員 (内認定農業者)
本郷	立沢、乙事、広原	3人(2人以上)
落合	上蔦木、下蔦木、烏帽子、神代、平岡、机、瀬沢、先能、富里、富士見台、瀬沢新田、桜ヶ丘	3人(2人以上)
境	小六、高森、信濃境、池袋、田端、先達、葛窪	2人(2人)
富士見	御射山神戸、栗生、富原、南原山、若宮、木之間、塚平、大平、松目、原の茶屋、富士見ヶ丘、富士見、とちの木、花場、休戸、横吹、富ヶ丘	3人(2人以上)

【町内全域からの推薦及び募集】（別表2）

区 分	農業委員の定員
農業者の組織する団体、その他の関係者	3人
農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者	

農業委員を募集します

◆ 町内全域から農業委員を3名募集します

町内在住で、農業に関する識見を有し、農地法等に基づく許認可事務のほか、農地利用の確保、農地の効率利用の事務など、農業委員会の事務に関する事項を適切に行うことができる方を募集します。

農業委員として推薦したい人がいる方、農業委員として応募したい方は、「農業委員推薦届」または、「農業委員応募届」を農業委員会事務局まで提出してください。

- ・ 募集定員・・・3名（利害関係を有しない者を含む）
- ・ 募集期間・・・平成28年1月6日（水）～2月2日（火）まで
- ・ 提出先・・・富士見町役場 農業委員会事務局（2階13番カウンター）

新しく農地利用最適化推進委員が 設置されます

◆ 農業委員会は地域で活動する推進委員を委嘱します

農業委員会は、担当する区域を定め、農地の利用状況や利用意向調査、担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止など「農地等の利用の最適化」のための活動を行う推進委員を委嘱します。

- ・ 担当区域・・・本郷地区：1人、落合地区：1人、境地区：1人、富士見地区：1人

◆ 推進委員を募集します

町内在住で、「農地等の利用の最適化」の推進に熱意と識見を有する方を募集します。

推進委員として推薦したい人がいる方、推進委員として応募したい方は、「推進委員推薦届」または、「推進委員応募届」を農業委員会事務局まで提出してください。

- ・ 募集定員・・・4名
- ・ 募集期間・・・平成28年1月6日（水）～2月2日（火）まで
- ・ 提出先・・・富士見町役場 農業委員会事務局（2階13番カウンター）

※各推薦届・応募届は、富士見町ホームページ（<http://www.town.fujimi.lg.jp>）からダウンロードしていただくか、農業委員会事務局に準備してあります。

※農業委員、推進委員ともに定員を超えた場合には、選考させていただきます。

※推薦・応募資格など詳しくは、農業委員会事務局までお問い合わせください。



問 農業委員会事務局 ☎62-9234